



2026年9月9日

各 位

会 社 名 株式会社イー・ロジット
代 表 者 名 代表取締役社長 平田 恭平
(コード番号：9327 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員CFO経営管理本部長 森 俊介
(TEL. 03-3518-5460)

(経過開示) 当社に対する訴訟の判決（勝訴）及び判決確定に関するお知らせ

当社に関して、2024年11月13日付「訴訟の提起及び当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました、笹尾隆氏（以下、「笹尾氏」といいます。）より当社に対して提起されていた損害賠償請求訴訟について、2026年8月18日に当社勝訴の判決があり、判決が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の判決を受けた裁判所及び年月日
 - (1) 訴訟の判決を受けた裁判所：東京地方裁判所
 - (2) 判決の年月日：2026年8月18日
 - (3) 勝訴確定日：2026年9月8日(控訴期間の経過による確定)
2. 訴訟を提起した者(原告)
 - (1) 氏名 笹尾 隆
 - (2) 住所 埼玉県さいたま市北区
3. 訴訟の内容及び請求額
 - (1) 訴訟の内容 名誉毀損に基づく損害賠償請求等
 - (2) 請求額等 ①損害賠償請求額：2,000,000円
②謝罪文の適時開示情報伝達システム(TDnet)への掲載請求

4. これまでの経緯及び判決・確定の概要

本訴訟は、笹尾氏が、当社の行った適時開示（2024年5月15日付「連結子会社の異動（予定）に関するお知らせ」及び2024年6月19日付「連結子会社の異動に関するお知らせ」）に虚偽の記載があり、名誉を毀損されたと主張して、損害賠償並びに謝罪文の適時開示掲載を求めて当社に対し提起されたものです。これに対し、当社は当社の適時開示内容に違法性等はなく、名誉毀損は成立しない旨を主張し正当性を明らかにしてまいりました。

東京地方裁判所における審理の結果、当社の主張が全面的に認められ、2026年8月18日に原告（笹尾氏）の請求をいずれも棄却する当社勝訴の判決が言い渡されました。その後、法定の控訴期間（2026年9月8日まで）内に原告による控訴がなされなかったため、当社勝訴の判決が確定いたしました。

5. 今後の見通し

本判決の確定に伴う、当社の業績及び財務状態への影響はございません。
なお、当社が笹尾氏及び株式会社M&A総研ホールディングスに対して提起した損害賠償請求訴訟（請求額：317,300,000円）につきましては、今後お知らせすべき事項が発生した段階で、速やかに開示いたします。

以 上